

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月8日

【会社名】 ユニ・チャーム株式会社

【英訳名】 UNICHARM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 高原 豪久

【本店の所在の場所】 愛媛県四国中央市金生町下分182番地  
(上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記において行っております。)  
東京都港区三田三丁目5番27号  
住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅田 茂

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目5番27号  
住友不動産三田ツインビル西館

【電話番号】 03(3451)5111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務本部長 浅田 茂

【縦覧に供する場所】 ユニ・チャーム株式会社本社事務所  
(東京都港区三田三丁目5番27号  
住友不動産三田ツインビル西館)

ユニ・チャーム株式会社近畿支店  
(大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号  
住友中之島ビル)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2015年9月8日開催の取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下2において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### イ 本新株予約権付社債の銘柄

ユニ・チャーム株式会社2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

### ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

#### ( ) 発行価額（払込金額）

未定

（本社債の払込金額は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の払込金額は、本社債の額面金額の100%を下回ってはならない。なお、本社債の募集価格（発行価格）と払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.5%以内とする。）

#### ( ) 発行価格（募集価格）

未定

（本社債の募集価格（発行価格）は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、本社債の募集価格（発行価格）は、本社債の額面金額の102.5%を下回ってはならない。なお、本社債の募集価格（発行価格）と払込金額の差額は、本社債の額面金額の2.5%以内とする。）

#### ( ) 発行価額の総額

未定

#### ( ) 券面額の総額

500億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

#### ( ) 利率

本社債に利息は付さない。

#### ( ) 償還期限

2020年9月25日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

#### ( ) 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### (1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 100株）

##### (2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記( )記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

#### ( ) 本新株予約権の総数

5,000個

#### ( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(2) 当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.1を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値）をいう。

- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(x) 本新株予約権の行使期間

2015年10月9日から2020年9月11日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。

但し、本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年9月11日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(xii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiii) 本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込があったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(xiv) 本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

## 八 発行方法

SMBC Nikko Capital Markets Limitedをブックランナー兼主幹事会社とする引受会社（以下「引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込は条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

## 二 引受人の名称

SMBC Nikko Capital Markets Limited（ブックランナー兼主幹事会社）

## ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

( ) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

- (1) 払込総額  
未定
- (2) 発行諸費用の概算額  
1億円
- (3) 差引手取概算額  
未定

( ) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

当社連結子会社Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd. (サウジアラビア王国所在、以下、「UGHI」という。)の少数株主が保有していたUGHI株式(発行済株式数の44%相当)を平成27年6月に約507億円で追加取得した際、一部を金融機関から調達した短期借入金300億円により賄ったため、その返済に300億円を充当する(弁済日:平成27年9月29日)。また、当社連結子会社Unicharm India Private Ltd. (インド共和国所在、以下、「UC India」という。)が平成29年12月期末までにインド国内で予定しているベビーケア及びフェミニンケア製品製造工場の新設・増床及び設備増強向け投資資金に残額200億円強を充当する。なお、当該新設・増床及び設備増強への資金充当については、当社からUC Indiaへの投融資を通じて行う。

ト 新規発行年月日

2015年9月25日

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

リ 平成27年6月30日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数 620,834,319株

資本金の額 15,992百万円

(注) 当社は新株予約権を発行しているため、発行済株式総数及び資本金の額は平成27年6月30日現在の数字を記載した。

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上